

群馬大学大学教育・学生支援機構アドミッションセンター高大連携・学生募集
広報委員会内規

令和 4. 4. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学教育・学生支援機構アドミッションセンター規程第9条第2項の規定に基づき、アドミッションセンター高大連携・学生募集広報委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、高大連携・学生募集広報の実施に当たる。

- (1) 高大連携活動及び学生募集広報の基本方針に関すること。
- (2) 高大連携活動及び学生募集広報の実施に関すること。
- (3) 高大連携活動及び学生募集広報に係る学内外への情報発信に関すること。
- (4) その他高大連携活動及び学生募集広報に関すること。

2 委員会は、各学部等の高大連携又は学生募集広報を担当する委員会の意見を取りまとめるとともに、アドミッションセンター運営会議に対して、高大連携及び学生募集広報に関する提案を行うことができる。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各学部等の高大連携又は学生募集広報を担当する教員
- (4) アドミッション・コーディネータ
- (5) センター長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 第3条第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故等あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(高大連携・学生募集広報事務職員)

第7条 委員会の決定事項に関する業務及び連絡調整を行うため、高大連携・学生募集広報事務職員を置く。

2 高大連携・学生募集広報事務職員は、学務部学生受入課及び各学部等の高大連携又は学生募集広報を担当する事務職員をもって充てる。

(協力体制)

第8条 委員会は、群馬大学広報本部と協力し、高大連携及び学生募集の広報活動を行う。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務部学生受入課において処理する。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、アドミッションセンター運営会議の議を経て、センター長が行う。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。